

**重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業に係る
活用意向調査要領**

1 目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下、「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域内の医療機関において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、医師の勤務・生活環境の改善のための土日の代替医師確保への支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 重点医師偏在対策支援区域

医師多数区域（盛岡医療圏※）を除く岩手県内全域

※ 八幡平市、雫石町、葛巻町及び岩手町は対象

3 補助対象

支援区域内の医療機関において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、医師の勤務・生活環境の改善のための土日の代替医師確保への支援を行う医療機関

4 事業内容

支援区域内の医療機関において、夜間休日診療を行うため、土曜日、日曜日、祝日の代替医師の雇上げに要する費用の支援を行う。

（１）令和８年度より常勤医の日当直回数が減少した分を対象とする。

（２）代替医師が医療機関から派遣されている場合において、派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、対象外とする。ただし、不足する特定診療科に限定した代替医師を派遣されている場合は、対象とする。

（３）１医療機関において、１当直帯あたり１人分のみ対象とする。

5 採択基準

岩手県地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関の開設者

6 基準額及び対象経費

基準額	対象経費	補助率
代替医師確保経費 60,000円×日直・当直回数	土曜日、日曜日、祝日の代替医師の 雇上げに必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料	1/2

※今後、厚生労働省から発出される要綱の内容によっては、上記の内容に変更がある場合があります。

7 回答方法

令和9年度中に本事業の活用を希望する場合は次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

令和9年度重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業意向調査表

(2) 提出期限

令和8年10月5日（月）

(3) 問い合わせ・書類提出先（メール提出）

岩手県保健福祉部医療政策室 医務担当

AD0002@pref.iwate.jp

8 留意事項

- ・ 本調査は、令和9年度の事業実施に向けた活用意向調査であり、本調査への回答をもって補助事業の採択が確約されるものではありません。
- ・ 「補助対象経費・基準額等」は、現時点で国から提示されている案であり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性があります。
- ・ 本事業は岩手県地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象となります。補助事業の活用希望のあった事業所及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されますので、御同意いただいた上で必要書類等を提出してください。